

第1 制限措置

1 漁業種類

潜水器漁業

2 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

29人

3 操業区域

漁業権者の同意があった第1種共同漁業権漁場

4 漁業時期

(1) 福島県漁業調整規則第40条第1項に掲げる表上欄の11、13及び15に規定する水産動植物（あわび、ほっきがい及びうに）を採捕する場合は、同表中欄に規定する期間外であって、当該漁業権者が同意した期間内

(2) その他の水産動植物を採捕する場合は、漁業権者が同意した期間内

5 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

第2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月6日から同年4月6日まで